

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。)及び本件物品売り払い契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品売り払い契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 売主(契約権者) 福島県県北建設事務所長 吉田 伸明

2 入札に付する事項
公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。)を令和 7 年 1 月 31 日(金)午後 4 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(第 4 号様式)により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 1 月 31 日(金)午後 4 時

郵便番号 960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内 124 番地

福島県保原土木事務所総務課(伊達合同庁舎 2 階)

電話番号 024-575-2151

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出受付期限

令和 7 年 2 月 13 日(木)午後 4 時必着

提出場所は上記5(1)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年2月14日(金)午前10時

福島県伊達合同庁舎2階大会議室(福島県伊達市保原町大泉字大地内124番地)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

(2) 入札書を郵送(書留郵便に限る。)する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [2月14日 開札「件名：物品売払い伊達橋撤去部材(鋼材)」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる日時までに入札金額に予定数量を乗じた金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号(別記)のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、入札保証金納付免除申請書(第6号様式)により5(1)に掲げる期日までに提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をする者は別途、保証保険契約を締結したことを証する書面(保険証券)を開札までに入札執行権者の指示により提出するものとする。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を 5 (1) に掲げる日までに上記 5 (1) に記載する連絡先へ申し出ること。
- (5) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格以上の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。
なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効(ただし、下記 12 の(2)~(4)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県県北建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札案件の内容について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第 1 号様式)により福島県保原土木事務所に令和 7 年 1 月 2 2 日(水)午後 4 時まで説明を求めることができる。
県は、入札説明書等に関する回答書(第 2 号様式)にて、福島県県北建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り

止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する物品売払い単価契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

物品売払い単価契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する所属

上記5の(1)と同じ。

別記

福島県財務規則（抜粋）

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の 10 分の 8
- (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の 10 分の 8
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券 時価の 10 分の 8
- (5) 知事が確実であると認める社債券 時価の 10 分の 8
- 2 （略）
- 3 （略）

【入札保証金関係】

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者

をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

【契約保証金関係】

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付)

第 228 条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の 100 分の 5 以上の額（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあつては請負代金の額の 100 分の 10 以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、

当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払にあつては予定価格の100分の10以上の額であつて契約権者が定める額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

(1) 第169条第1項各号に規定する有価証券

(2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 前項の場合において、同項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第169条第1項に規定するところによる。

4 契約権者は、第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。